

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2334号から第2340号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の7件の答申を行いました。

答申第2334号では、横浜市水道事業管理者が行った個人情報非開示決定は妥当であると判断しています。

答申第2335号から第2340号まででは、横浜市長が行った個人情報非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「(1)神奈川県弁護士会からの請求者（特定個人）に対する照会書及び照会事項（回答書を含む）を記載した文書。戸塚区と栄区の両方 但し、平成29年12月から起算して平成31年3月までの間 担当部所 税務課、保険年金課、戸籍課、水道局」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2334号】
- (2) 「神奈川県弁護士会から請求者に対する照会書及び照会事項（回答書を含む）を記載した文書（平成29年12月1日から平成31年3月28日までの間における戸塚区税務課の分）」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2335号】
- (3) 「神奈川県弁護士会から請求者（特定個人）に対する照会書及び照会事項（回答書を含む）を記載した文書 但し、平成29年12月から起算して平成31年3月までの間（戸塚区戸籍課分）」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2336号】
- (4) 「神奈川県弁護士会から請求者（特定個人）に対する照会書及び照会事項（回答書を含む）を記載した文書。但し、平成29年12月から起算して平成31年3月までの間における戸塚区保険年金課の分」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2337号】
- (5) 「「神奈川県弁護士会から請求者（特定個人）に対する照会書及び照会事項（回答書を含む）を記載した文書。戸塚区と栄区の両方 但し、平成29年12月から起算して平成31年3月までの間 担当部所 税務課、保険年金課、戸籍課、水道局」のうち、栄区税務課分」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2338号】
- (6) 「「神奈川県弁護士会から請求者（特定個人）に対する照会書及び照会事項（回答書を含む）を記載した文書。戸塚区と栄区の両方。但し、平成29年12月から起算して平成31年3月までの間 担当部所 税務課、保険年金課、戸籍課、水道局」のうち、栄区保険年金課分」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第2339号】
- (7) 「「神奈川県弁護士会から請求者（特定個人）に対する照会書及び照会事項（回答書を含

む) を記載した文書。戸塚区と栄区の両方。但し、平成29年12月から起算して平成31年3月までの間 担当部所 税務課、保険年金課、戸籍課、水道局」のうち、栄区戸籍課分」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2340号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2334	平成31年3月28日	平成31年4月12日	令和元年5月24日	令和元年6月17日	個人	横浜市水道事業管理者
2335	平成31年3月28日	平成31年4月9日	令和元年5月24日	令和元年6月18日	個人	横浜市長
2336	平成31年3月28日	平成31年4月11日	令和元年5月24日	令和元年6月18日	個人	横浜市長
2337	平成31年3月28日	平成31年4月9日	令和元年5月24日	令和元年6月18日	個人	横浜市長
2338	平成31年3月28日	平成31年4月10日	令和元年5月24日	令和元年6月19日	個人	横浜市長
2339	平成31年3月28日	平成31年4月9日	令和元年5月24日	令和元年6月19日	個人	横浜市長
2340	平成31年3月28日	平成31年4月8日	令和元年5月24日	令和元年6月19日	個人	横浜市長

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2334	「(1)神奈川県弁護士会からの請求者(特定個人)に対する照会書及び照会事項(回答書を含む)を記載した文書。戸塚区と栄区の両方 但し、平成29年12月から起算して平成31年3月までの間 担当部所 税務課、保険年金課、戸籍課、水道局」(以下「本件保有個人情報」という。)	<p>個人情報非開示</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。)第25条第2項に該当</p> <p>(請求内容の神奈川県弁護士会から請求者に対する照会書及び照会事項(回答書を含む)を記載した文書は、照会書及び照会事項を受領しておらず、また照会書及び照会事項を受領していないため回答書を作成しておらず、当該文書を保有していないため。)</p>	原処分 妥当
2335	「神奈川県弁護士会から請求者に対する照会書及び照会事項(回答書を含む)を記載した文書(平成29年12月1日から平成31年3月28日までの間における戸塚区税務課の分)」(以下「本件保有個人情報」という。)	<p>個人情報非開示</p> <p>条例第25条第2項に該当</p> <p>(当該請求期間において当該本人開示請求に関する照会書を受領していない。よって、当該本人開示請求に係る保有個人情報は作成しておらず、対象保有個人情報を保有していないため。)</p>	原処分 妥当

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2336	「神奈川県弁護士会から請求者（特定個人）に対する照会書及び照会事項（回答書を含む）を記載した文書 但し、平成29年12月から起算して平成31年3月までの間（戸塚区戸籍課分）」（以下「本件保有個人情報」という。）	個人情報非開示 条例第25条第2項に該当 （該当文書を検索した結果、当該機関における照会はないことから、当該本人開示請求に係る保有個人情報は取得、作成しておらず、保有していないため。）	原処分 妥当
2337	「神奈川県弁護士会から請求者（特定個人）に対する照会書及び照会事項（回答書を含む）を記載した文書。但し、平成29年12月から起算して平成31年3月までの間における戸塚区保険年金課の分」（以下「本件保有個人情報」という。）	個人情報非開示 条例第25条第2項に該当 （当該期間における神奈川県弁護士会から本人開示請求者に対する照会はないことから、当該本人開示請求に係る保有個人情報は取得、作成しておらず、保有していないため。）	原処分 妥当
2338	「神奈川県弁護士会から請求者（特定個人）に対する照会書及び照会事項（回答書を含む）を記載した文書。戸塚区と栄区の両方 但し、平成29年12月から起算して平成31年3月までの間 担当部所 税務課、保険年金課、戸籍課、水道局のうち、栄区税務課分」（以下「本件保有個人情報」という。）	個人情報非開示 条例第25条第2項に該当 （神奈川県弁護士会から請求者に対する照会書及び照会事項（回答書を含む）を記載した文書の有無について、対象期間のすべてに渡り保存文書を精査したが、該当する文書は不存在であったため。）	原処分 妥当
2339	「神奈川県弁護士会から請求者（特定個人）に対する照会書及び照会事項（回答書を含む）を記載した文書。戸塚区と栄区の両方。但し、平成29年12月から起算して平成31年3月までの間 担当部所 税務課、保険年金課、戸籍課、水道局のうち、栄区保険年金課分」（以下「本件保有個人情報」という。）	個人情報非開示 条例第25条第2項に該当 （当該本人開示請求に係る期間について、神奈川県弁護士会からの照会に係る文書を確認したところ、該当の照会の受付及び回答に係る記録がないことから、当該本人開示請求に係る保有個人情報は取得しておらず、保有していないため。）	原処分 妥当
2340	「神奈川県弁護士会から請求者（特定個人）に対する照会書及び照会事項（回答書を含む）を記載した文書。戸塚区と栄区の両方。但し、平成29年12月から起算して平成31年3月までの間 担当部所 税務課、保険年金課、戸籍課、水道局のうち、栄区戸籍課分」（以下「本件保有個人情報」という。）	個人情報非開示 条例第25条第2項に該当 （当該本人開示請求に係る期間について、神奈川県弁護士会からの照会に係る文書を確認したところ、該当の照会の受付及び回答に係る記録がないことから、当該本人開示請求に係る保有個人情報は取得しておらず、保有していないため。）	原処分 妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2334	<p>《戸塚水道事務所の分掌事務について》</p> <p>水道局給水サービス部戸塚水道事務所（以下「戸塚水道事務所」という。）では、戸塚区及び栄区の区域における横浜市水道局水道事務所規程（平成28年3月水道局規程第3号）第3条に掲げる水道料金に係る諸届の受付及び処理に関する事、使用水量の計量及び認定に関する事、水道料金の減免に関する事、水道料金等の徴収に関する事等の事務を分掌している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、平成29年12月から平成31年3月までの期間（以下「本件請求期間」という。）に、戸塚区及び栄区の水道料金等に係る審査請求人の個人情報について、神奈川県弁護士会が実施機関に対して照会した照会書及び回答書を含む照会事項を記載した文書であると解される。実施機関においては、戸塚水道事務所が当該文書に係る事務を所管している。</p> <p>審査請求人は、本件不動産競売申立ての証拠書類として実施機関の保有する審査請求人の個人情報が裁判所に提出されていることから、本件請求期間に神奈川県弁護士会から実施機関への照会はあったはずであり、神奈川県弁護士会からの照会書やそれに対する実施機関の回答書が存在すると主張している。</p> <p>実施機関は、本件請求期間に神奈川県弁護士会から審査請求人の個人情報に係る照会を受けた事実がないことから、本件保有個人情報を作成し、又は取得していないとして、非開示としている。</p> <p>《本件保有個人情報の不存在について》</p> <p>ア 実施機関は、本件保有個人情報を保有していないと説明しているため、この点について実施機関に確認したところ次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 弁護士法第23条の2に基づく照会を含む外部機関からの照会書については、個人情報照会文書整理簿（以下「整理簿」という。）に受領日、照会書日付、個人情報提供先、部署名、件名、関係する法令、備考等を記載し、管理している。</p> <p>(イ) 本件処分を行うにあたって、実施機関では、整理簿を検索し、本件請求期間に神奈川県弁護士会から審査請求人の個人情報に係る照会がなかったことを確認した。したがって、本件請求期間の神奈川県弁護士会からの審査請求人の個人情報に係る照会書は存在しない。また、当該照会書がない以上、それに対する回答書等も存在しない。</p> <p>イ 上記アの実施機関の本件保有個人情報の検索方法に特段不自然な点はなく、本件請求期間に神奈川県弁護士会から審査請求人の個人情報に係る照会がなかったことから、本件保有個人情報は保有していないという実施機関の説明は、是認できる。</p> <p>ウ 審査請求人は、本件不動産競売申立てにおいて、実施機関の保有する審査請求人の個人情報が記載された文書が裁判所に提出されていると主張しているため、以下この主張について検討する。</p> <p>(ア) まず、不動産競売申立てに係る一般的な必要書類として、実施機関の所有する審査請求人に係る個人情報が記載された文書が裁判所に提出された可能性について検討する。</p> <p>(イ) 本件不動産競売申立ては一般の先取特権に基づくものとのことであるが、不動産競売に係る一般的な必要書類は、申立書、不動産登記事項証明書、公課証明書、債務者の住民票等である（民事執行規則（昭和54年最高裁判所規則第5号）第173条第1項、第23条及び第23条の2参照。）。</p> <p>(ウ) 上記の必要書類には、実施機関の保有する水道料金等の個人情報は含まれない。したがって、本件不動産競売申立てに係る必要書類として実施機関の保有する審査請求人に係る個人情報が記載された文書が裁判所に提出された可能性はないといえる。</p> <p>(エ) また、不動産競売に係る一般的な必要書類とは別に、実施機関の保有する審査請求人に係る個人情報が記載された文書が裁判所に提出されたということも考えられるが、そ</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2334</p>	<p>のような事実は、審査請求人の提出書類からは確認できなかった。</p> <p>エ また、審査請求人は、本件弁護士が裁判所に提出した審査請求人に民法第335条第1項で規定する不動産以外の財産がないことの報告書（以下「本件報告書」という。）を審査請求書に添付し、本件報告書が、実施機関が本件弁護士に提供した審査請求人の個人情報に基づいて作成されているとも主張しているため、この点について検討する。</p> <p>(ア) 当審査会において、本件報告書を見分したところ、審査請求人の金銭的な困窮をうかがわせる旨の主張がなされていた。</p> <p>(イ) しかしながら、その主張は、審査請求人の水道料金等に係る個人情報から得られる情報を根拠としているというわけではなかった。</p> <p>(ウ) したがって、実施機関が本件弁護士に提供した審査請求人の個人情報に基づいて、本件報告書が作成されていることを推認させる事情は認められない。</p> <p>オ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
<p>2335</p>	<p>《戸塚区税務課の分掌事務について》</p> <p>戸塚区税務課では、戸塚区における横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）第2条第1項総務部の項税務課の部に掲げる市税の賦課に関する事（給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課（減免及び証明に係るものを除く。）に関する事を除く。）、市税に係る徴収金の収納に関する事（収納状況の記録管理及び給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関する事を除く。）、市税に係る徴収金の滞納処分に関する事等事務を分掌している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、平成29年12月から平成31年3月までの期間（以下「本件請求期間」という。）に、市税に係る審査請求人の個人情報について、神奈川県弁護士会が戸塚区税務課に対して照会した照会書及び回答書を含む照会事項を記載した文書と解される。</p> <p>審査請求人は、本件不動産競売申立ての証拠書類として戸塚区税務課の保有する審査請求人の個人情報が裁判所に提出されていることから、本件請求期間に神奈川県弁護士会から戸塚区税務課への照会はあったはずであり、神奈川県弁護士会からの照会書やそれに対する戸塚区税務課の回答書が存在すると主張している。</p> <p>戸塚区税務課は、本件請求期間に神奈川県弁護士会から審査請求人の個人情報に係る照会を受けた事実がないことから、本件保有個人情報を作成し、又は取得していないとして、非開示としている。</p> <p>《本件保有個人情報の不存在について》</p> <p>ア 戸塚区税務課は、本件保有個人情報を保有していないと説明しているため、この点について戸塚区税務課に確認したところ次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 戸塚区税務課では、弁護士法第23条の2に基づく照会を含む外部機関からの保有個人情報の照会書について、会計年度別に請求年月日順でファイリングして管理している。</p> <p>(イ) 本件処分をするにあたって、戸塚区税務課では、本件請求期間の該当年度のファイルを検索し、神奈川県弁護士会からの審査請求人に係る個人情報の照会書がとじられていないことを確認した。</p> <p>(ウ) したがって、本件請求期間の神奈川県弁護士会からの審査請求人の個人情報に係る照会書は存在しない。また、当該照会書がない以上、それに対する回答書等も存在しない。</p> <p>イ 上記アの戸塚区税務課の本件保有個人情報の検索方法に特段不自然な点はなく、本件請求期間に神奈川県弁護士会から審査請求人の個人情報に係る照会がなかったことから、本件保有個人情報は保有していないという戸塚区税務課の説明は、是認できる。</p> <p>ウ 審査請求人は、戸塚区税務課が審査請求人に送付した差押調書等を審査請求書に添付し、本件不動産競売申立てにおいて、戸塚区税務課の保有する審査請求人の個人情報が記載された文書が裁判所に提出されていると主張しているため、以下この主張について検討</p>

答申 番号	判断の要旨
2335	<p>する。</p> <p>(ア) まず、不動産競売申立てに係る一般的な必要書類として、戸塚区税務課の保有する審査請求人に係る個人情報に記載された文書が裁判所に提出された可能性について検討する。</p> <p>(イ) 本件不動産競売申立ては一般の先取特権に基づくものとのことであるが、不動産競売に係る一般的な必要書類は、申立書、不動産登記事項証明書、公課証明書、債務者の住民票等である（民事執行規則（昭和54年最高裁判所規則第5号）第173条第1項、第23条及び第23条の2参照。）。</p> <p>(ウ) このうち、区の税務課の保有する個人情報に記載された文書は、公課証明書であるが、横浜市では、市税に関する証明、閲覧及び照会事務取扱要領（昭和34年7月財税制第87号。以下「要領」という。）に基づき、市税に関する証明、閲覧及び照会事務を行っており、担保権の実行としての競売申立者は、要領第2の1(7)イで公課証明書を請求できる者と定められているため、各区役所税務課又は行政サービスコーナーに固定資産証明申請書を提出することにより公課証明書を取得することができる。</p> <p>したがって、上記の方法によって取得できるにもかかわらず、本件弁護士が、弁護士法第23条の2に基づく照会によって、戸塚区税務課から本件不動産の公課証明書を取得したとは考え難い。</p> <p>(エ) また、不動産競売に係る一般的な必要書類とは別に、戸塚区税務課の保有する審査請求人に係る個人情報に記載された文書が裁判所に提出されたということも考えられるが、そのような事実は、審査請求人の提出書類からは確認できなかった。</p> <p>エ また、審査請求人は、本件弁護士が裁判所に提出した審査請求人に民法第335条第1項で規定する不動産以外の財産がないことの報告書（以下「本件報告書」という。）を審査請求書に添付し、本件報告書が、戸塚区税務課が本件弁護士に提供した審査請求人の個人情報に基づいて作成されているとも主張しているため、この点について検討する。</p> <p>(ア) 当審査会において、本件報告書を見分したところ、審査請求人の金銭的な困窮をうかがわせる旨の主張がなされていた。</p> <p>(イ) しかしながら、その主張は、審査請求人の市税に係る個人情報から得られる情報を根拠としているというわけではなかった。</p> <p>(ウ) したがって、戸塚区税務課が本件弁護士に提供した審査請求人の個人情報に基づいて、本件報告書が作成されていることを推認させる事情は認められない。</p> <p>オ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
2336	<p>《戸塚区戸籍課の分掌事務について》</p> <p>戸塚区戸籍課では、戸塚区における横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）第2条第1項総務部の項戸籍課の部に掲げる戸籍及び戸籍証明に関すること、住民基本台帳に関すること等の事務を分掌している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、平成29年12月から平成31年3月までの期間（以下「本件請求期間」という。）に、戸籍又は住民基本台帳に係る審査請求人の個人情報について、神奈川県弁護士会が戸塚区戸籍課に対して照会した照会書及び回答書を含む照会事項を記載した文書と解される。</p> <p>審査請求人は、本件不動産競売申立ての証拠書類として戸塚区戸籍課の保有する審査請求人の個人情報に記載された文書が裁判所に提出されていることから、本件請求期間に神奈川県弁護士会から戸塚区戸籍課への照会はあったはずであり、神奈川県弁護士会からの照会書やそれに対する戸塚区戸籍課の回答書が存在すると主張している。</p> <p>戸塚区戸籍課は、本件請求期間に神奈川県弁護士会から審査請求人の個人情報に係る照会を受けた事実がないことから、本件保有個人情報を作成し、又は取得していないとして、非開示としている。</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2336</p>	<p>《本件保有個人情報の不存在について》</p> <p>ア 戸塚区戸籍課は、本件保有個人情報を保有していないと説明しているため、この点について戸塚区戸籍課に確認したところ次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 戸塚区戸籍課では、弁護士法第23条の2に基づく照会を含む外部機関からの保有個人情報の照会書について、照会書に対して回答する場合には、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第2条第2項の文書管理システムにより照会に対する回答文を起案し、決裁を受けている。照会書に対して回答しない場合は、文書管理システムにより回答しない旨の決裁を受けている。</p> <p>(イ) 本件処分をするにあたって、戸塚区戸籍課では、本件請求期間における神奈川県弁護士会からの審査請求人に係る個人情報の照会に対する回答文の起案を行っていないこと、また回答しない旨の決裁を受けていないことを文書管理システムで確認した。</p> <p>(ウ) したがって、本件請求期間の神奈川県弁護士会からの審査請求人の個人情報に係る照会書及び当該照会書に対する回答書等は存在しない。</p> <p>イ 上記アの戸塚区戸籍課の本件保有個人情報の検索方法に特段不自然な点はなく、本件請求期間に神奈川県弁護士会から審査請求人の個人情報に係る照会がなかったことから、本件保有個人情報は保有していないという戸塚区戸籍課の説明は、是認できる。</p> <p>ウ 審査請求人は、本件不動産競売申立てにおいて、戸塚区戸籍課の保有する審査請求人の個人情報に記載された文書が裁判所に提出されていると主張しているため、以下この主張について検討する。</p> <p>(ア) まず、不動産競売申立てに係る一般的な必要書類として、戸塚区戸籍課の保有する審査請求人に係る個人情報が記載された文書が裁判所に提出された可能性について検討する。</p> <p>(イ) 本件不動産競売申立ては一般の先取特権に基づくものとのことであるが、不動産競売に係る一般的な必要書類は、申立書、不動産登記事項証明書、公課証明書、債務者の住民票等である（民事執行規則（昭和54年最高裁判所規則第5号）第173条第1項、第23条及び第23条の2参照。）。</p> <p>(ウ) このうち、区の戸籍課が保有する個人情報が記載された文書は、住民票であるが、弁護士は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の3第2項に基づき、受任している事件に住民票の写しが必要である旨の申出をし、かつ、当該申出を市町村長が相当と認めた場合は、住民票の写しの交付を受けることができる。横浜市においては、各区役所若しくは行政サービスコーナーに日本弁護士連合会統一用紙である住民票の写し等職務上請求書を提出する又は横浜市郵送請求事務センターに同請求書を郵送することにより受任事件に係る住民票の写しを取得することができる。</p> <p>したがって、上記の方法によって取得できるにもかかわらず、本件弁護士が、弁護士法第23条の2に基づく照会によって、戸塚区戸籍課から審査請求人の住民票を取得したとは考え難い。</p> <p>(エ) また、不動産競売に係る一般的な必要書類とは別に、戸塚区戸籍課の保有する審査請求人に係る個人情報が記載された文書が裁判所に提出されたということも考えられるが、そのような事実は、審査請求人の提出書類からは確認できなかった。</p> <p>エ また、審査請求人は、本件弁護士が裁判所に提出した審査請求人に民法第335条第1項で規定する不動産以外の財産がないことの報告書（以下「本件報告書」という。）を審査請求書に添付し、本件報告書が、戸塚区戸籍課が本件弁護士に提供した審査請求人の個人情報に基づいて作成されているとも主張しているため、この点について検討する。</p> <p>(ア) 当審査会において、本件報告書を見分したところ、審査請求人の金銭的な困窮をうかがわせる旨の主張がなされていた。</p> <p>(イ) しかしながら、戸塚区戸籍課の所掌事務は上記《戸塚区戸籍課の分掌事務について》のとおりであり、戸塚区戸籍課の保有する審査請求人の個人情報を根拠に本件弁護士が上記のような主張をしたとは考え難い。</p>

答申 番号	判断の要旨
2336	<p>(ウ) したがって、戸塚区戸籍課が本件弁護士に提供した審査請求人の個人情報に基づいて、本件報告書が作成されていることを推認させる事情は認められない。</p> <p>オ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
2337	<p>《戸塚区保険年金課の分掌事務について》</p> <p>戸塚区保険年金課では、戸塚区における横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）第2条第1項福祉保健センターの項保険年金課の部に掲げる国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度の被保険者の資格の得喪に関する事、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の賦課に関する事、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度の給付等に関する事、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納及び未納対策に関する事等の事務を分掌している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、平成29年12月から平成31年3月までの期間（以下「本件請求期間」という。）に、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等に係る審査請求人の個人情報について、神奈川県弁護士会が戸塚区保険年金課に対して照会した照会書及び回答書を含む照会事項を記載した文書と解される。</p> <p>審査請求人は、本件不動産競売申立ての証拠書類として戸塚区保険年金課の保有する審査請求人の個人情報に裁判所に提出されていることから、本件請求期間に神奈川県弁護士会から戸塚区保険年金課への照会はあったはずであり、神奈川県弁護士会からの照会書やそれに対する戸塚区保険年金課の回答書が存在すると主張している。</p> <p>戸塚区保険年金課は、本件請求期間に神奈川県弁護士会から審査請求人の個人情報に係る照会を受けた事実がないことから、本件保有個人情報を作成し、又は取得していないとして、非開示としている。</p> <p>《本件保有個人情報の不存在について》</p> <p>ア 戸塚区保険年金課は、本件保有個人情報を保有していないと説明しているため、この点について戸塚区保険年金課に確認したところ次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 戸塚区保険年金課では、弁護士法第23条の2に基づく照会を含む外部機関からの保有個人情報の照会書について、照会に対して回答する場合には、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第2条第2項の文書管理システムに收受登録をして、照会に対する回答文の起案をし、決裁を受けている。照会に対して回答しない場合については、把握している限りでは過去にそのような事例はないが、文書管理システムにより回答しない旨の決裁を受けることになる。</p> <p>(イ) 本件処分をするにあたって、戸塚区保険年金課では、文書管理システムを確認したところ、本件請求期間における神奈川県弁護士会からの審査請求人に関する個人情報の照会及び回答の記録はなかった。また、神奈川県弁護士会からの審査請求人に関する個人情報の照会がなかったことを本件請求期間に当該事務に従事していた職員に確認した。</p> <p>(ウ) したがって、本件請求期間の神奈川県弁護士会からの審査請求人の個人情報に係る照会書及び当該照会書に対する回答書等は存在しない。</p> <p>イ 上記アの戸塚区保険年金課の本件保有個人情報の検索方法に特段不自然な点はなく、本件請求期間に神奈川県弁護士会から審査請求人の個人情報に係る照会がなかったことから、本件保有個人情報は保有していないという戸塚区保険年金課の説明は、是認できる。</p> <p>ウ 審査請求人は、本件不動産競売申立てにおいて、戸塚区保険年金課の保有する審査請求人の個人情報が記載された文書が裁判所に提出されていると主張しているため、以下この主張について検討する。</p> <p>(ア) まず、不動産競売申立てに係る一般的な必要書類として、戸塚区保険年金課の保有する審査請求人に関する個人情報が記載された文書が裁判所に提出された可能性について検討する。</p>

答申 番号	判断の要旨
2337	<p>(イ) 本件不動産競売申立ては一般の先取特権に基づくものとのことであるが、不動産競売に係る一般的な必要書類は、申立書、不動産登記事項証明書、公課証明書、債務者の住民票等である（民事執行規則（昭和54年最高裁判所規則第5号）第173条第1項、第23条及び第23条の2参照。）。</p> <p>(ウ) 上記の担保不動産競売申立ての一般的な必要書類には、戸塚区保険年金課の保有する国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等の個人情報に含まれない。したがって、本件不動産競売申立てに係る必要書類として戸塚区保険年金課の保有する審査請求人に係る個人情報が裁判所に提出された可能性はないといえる。</p> <p>(エ) また、不動産競売に係る一般的な必要書類とは別に、戸塚区保険年金課の保有する審査請求人に係る個人情報が記載された文書が裁判所に提出されたということも考えられるが、そのような事実は、審査請求人の提出書類からは確認できなかった。</p> <p>エ また、審査請求人は、本件弁護士が裁判所に提出した審査請求人に民法第335条第1項で規定する不動産以外の財産がないことの報告書（以下「本件報告書」という。）を審査請求書に添付し、本件報告書が、戸塚区保険年金課が本件弁護士に提供した審査請求人の個人情報に基づいて作成されているとも主張しているため、この点について検討する。</p> <p>(ア) 当審査会において、本件報告書を見分したところ、審査請求人の金銭的な困窮をうかがわせる旨の主張がなされていた。</p> <p>(イ) しかしながら、その主張は、審査請求人の国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等に係る個人情報から得られる情報を根拠としているというわけではなかった。</p> <p>(ウ) したがって、戸塚区保険年金課が本件弁護士に提供した審査請求人の個人情報に基づいて、本件報告書が作成されていることを推認させる事情は認められない。</p> <p>オ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
2338	<p>《栄区税務課の分掌事務について》</p> <p>栄区税務課では、栄区における横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）第2条第1項総務部の項税務課の部に掲げる市税の賦課に関すること（給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課（減免及び証明に係るものを除く。）に関するものを除く。）、市税に係る徴収金の収納に関すること（収納状況の記録管理及び給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関するものを除く。）、市税に係る徴収金の滞納処分に関すること等の事務を分掌している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、平成29年12月から平成31年3月までの期間（以下「本件請求期間」という。）に、市税に係る審査請求人の個人情報について、神奈川県弁護士会が栄区税務課に対して照会した照会書及び回答書を含む照会事項を記載した文書と解される。</p> <p>審査請求人は、本件不動産競売申立ての証拠書類として栄区税務課の保有する審査請求人の個人情報が裁判所に提出されていることから、本件請求期間に神奈川県弁護士会から栄区税務課への照会はあったはずであり、神奈川県弁護士会からの照会書やそれに対する栄区税務課の回答書が存在すると主張している。</p> <p>栄区税務課は、本件請求期間に神奈川県弁護士会から審査請求人の個人情報に係る照会を受けた事実がないことから、本件保有個人情報を作成し、又は取得していないとして、非開示としている。</p> <p>《本件保有個人情報の不存在について》</p> <p>ア 栄区税務課は、本件保有個人情報を保有していないと説明しているため、この点について栄区税務課に確認したところ次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 栄区税務課では、弁護士法第23条の2に基づく照会を含む外部機関からの保有個人情報の照会書について、会計年度別に請求年月日順でファイリングして管理している。</p> <p>(イ) 本件処分をするにあたって、栄区税務課では、本件請求期間の該当年度のファイルを</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2338</p>	<p>検索し、神奈川県弁護士会からの審査請求人に係る個人情報の照会書がとじられていないことを確認した。</p> <p>(ウ) したがって、本件請求期間の神奈川県弁護士会からの審査請求人の個人情報に係る照会書は存在しない。また、当該照会書がない以上、それに対する回答書等も存在しない。</p> <p>イ 上記アの栄区税務課の本件保有個人情報の検索方法に特段不自然な点はなく、本件請求期間に神奈川県弁護士会から審査請求人の個人情報に係る照会がなかったことから、本件保有個人情報は保有していないという栄区税務課の説明は、是認できる。</p> <p>ウ 審査請求人は、栄区税務課が審査請求人に送付した固定資産税・都市計画税の納付書、差押調書等を審査請求書に添付し、本件不動産競売申立てにおいて、栄区税務課の保有する審査請求人の個人情報が記載された文書が裁判所に提出されていると主張しているため、以下この主張について検討する。</p> <p>(ア) まず、不動産競売申立てに係る一般的な必要書類として、栄区税務課の保有する審査請求人に係る個人情報が記載された文書が裁判所に提出された可能性について検討する。</p> <p>(イ) 本件不動産競売申立ては一般の先取特権に基づくものとのことであるが、不動産競売に係る一般的な必要書類は、申立書、不動産登記事項証明書、公課証明書、債務者の住民票等である（民事執行規則（昭和54年最高裁判所規則第5号）第173条第1項、第23条及び第23条の2参照。）。</p> <p>(ウ) このうち、区の税務課の保有する個人情報が記載された文書は、公課証明書であるが、横浜市では、市税に関する証明、閲覧及び照会事務取扱要領（昭和34年7月財税制第87号。以下「要領」という。）に基づき、市税に関する証明、閲覧及び照会事務を行っており、担保権の実行としての競売申立者は、要領第2の1(7)イで公課証明書を請求できる者と定められているため、各区役所税務課又は行政サービスコーナーに固定資産証明申請書を提出することにより公課証明書を取得することができる。</p> <p>したがって、上記の方法によって取得できるにもかかわらず、本件弁護士が、弁護士法第23条の2に基づく照会によって、栄区税務課から本件不動産の公課証明書を取得したとは考え難い。</p> <p>(エ) また、不動産競売に係る一般的な必要書類とは別に、栄区税務課の保有する審査請求人に係る個人情報が記載された文書が裁判所に提出されたということも考えられるが、そのような事実は、審査請求人の提出書類からは確認できなかった。</p> <p>エ また、審査請求人は、本件弁護士が裁判所に提出した審査請求人に民法第335条第1項で規定する不動産以外の財産がないことの報告書（以下「本件報告書」という。）を審査請求書に添付し、本件報告書が、栄区税務課が本件弁護士に提供した審査請求人の個人情報に基づいて作成されているとも主張しているため、この点について検討する。</p> <p>(ア) 当審査会において、本件報告書を見分したところ、審査請求人の金銭的な困窮をうかがわせる旨の主張がなされていた。</p> <p>(イ) しかしながら、その主張は、審査請求人の市税に係る個人情報から得られる情報を根拠としているというわけではなかった。</p> <p>(ウ) したがって、栄区税務課が本件弁護士に提供した審査請求人の個人情報に基づいて、本件報告書が作成されていることを推認させる事情は認められない。</p> <p>オ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
<p>2339</p>	<p>《栄区保険年金課の分掌事務について》</p> <p>栄区保険年金課では、栄区における横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）第2条第1項福祉保健センターの項保険年金課の部に掲げる国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度の被保険者の資格の得喪に関する事、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の賦課に関する事、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度の給付等に関する事、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料</p>

答申 番号	判断の要旨
2339	<p>の収納及び未納対策に関すること等の事務を分掌している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、平成29年12月から平成31年3月までの期間（以下「本件請求期間」という。）に、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等に係る審査請求人の個人情報について、神奈川県弁護士会が栄区保険年金課に対して照会した照会書及び回答書を含む照会事項を記載した文書と解される。</p> <p>審査請求人は、本件不動産競売申立ての証拠書類として栄区保険年金課の保有する審査請求人の個人情報が裁判所に提出されていることから、本件請求期間に神奈川県弁護士会から栄区保険年金課への照会はあったはずであり、神奈川県弁護士会からの照会書やそれに対する栄区保険年金課の回答書が存在すると主張している。</p> <p>栄区保険年金課は、本件請求期間に神奈川県弁護士会から審査請求人の個人情報に係る照会を受けた事実がないことから、本件保有個人情報を作成し、又は取得していないとして、非開示としている。</p> <p>《本件保有個人情報の不存在について》</p> <p>ア 栄区保険年金課は、本件保有個人情報を保有していないと説明しているため、この点について栄区保険年金課に確認したところ次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 栄区保険年金課では、弁護士法第23条の2に基づく照会を含む外部機関からの保有個人情報の照会書について、照会に対して回答する場合には、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第2条第2項の文書管理システムに收受登録をして、照会に対する回答文の起案をし、決裁を受けている。照会に対して回答しない場合には、回答しない旨について横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号）第12条第7項第2号の処理印で決裁を受けている。また、これらの照会書は、関連するその他の文書とともにファイリングして管理している。</p> <p>(イ) 本件処分をするにあたって、栄区保険年金課では、本件請求期間における神奈川県弁護士会からの審査請求人に係る個人情報の照会書がファイルにとじられていないことを確認している。また、念のため、本件請求期間に審査請求人に係る個人情報を神奈川県弁護士会に提供するための回答文の起案についても文書管理システムで検索し、回答をしていないことを確認している。</p> <p>(ウ) したがって、本件請求期間の神奈川県弁護士会からの審査請求人の個人情報に係る照会書及び当該照会書に対する回答書等は存在しない。</p> <p>イ 上記アの栄区保険年金課の本件保有個人情報の検索方法に特段不自然な点はなく、本件請求期間に神奈川県弁護士会から審査請求人の個人情報に係る照会がなかったことから、本件保有個人情報は保有していないという栄区保険年金課の説明は、是認できる。</p> <p>ウ 審査請求人は、本件不動産競売申立てにおいて、栄区保険年金課の保有する審査請求人の個人情報が記載された文書が裁判所に提出されていると主張しているため、以下この主張について検討する。</p> <p>(ア) まず、不動産競売申立てに係る一般的な必要書類として、栄区保険年金課の保有する審査請求人に係る個人情報が記載された文書が裁判所に提出された可能性について検討する。</p> <p>(イ) 本件不動産競売申立ては一般の先取特権に基づくものとのことであるが、不動産競売に係る一般的な必要書類は、申立書、不動産登記事項証明書、公課証明書、債務者の住民票等である（民事執行規則（昭和54年最高裁判所規則第5号）第173条第1項、第23条及び第23条の2参照。）。</p> <p>(ウ) 上記の担保不動産競売申立ての一般的な必要書類には、栄区保険年金課の保有する国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等の個人情報は含まれない。したがって、本件不動産競売申立てに係る必要書類として栄区保険年金課の保有する審査請求人に係る個人情報が裁判所に提出された可能性はないといえる。</p> <p>(エ) また、不動産競売に係る一般的な必要書類とは別に、栄区保険年金課の保有する審査</p>

答申 番号	判断の要旨
2339	<p>請求人に係る個人情報に記載された文書が裁判所に提出されたということも考えられるが、そのような事実は、審査請求人の提出書類からは確認できなかった。</p> <p>エ また、審査請求人は、本件弁護士が裁判所に提出した審査請求人に民法第335条第1項で規定する不動産以外の財産がないことの報告書（以下「本件報告書」という。）を審査請求書に添付し、本件報告書が、栄区保険年金課が本件弁護士に提供した審査請求人の個人情報に基づいて作成されているとも主張しているため、この点について検討する。</p> <p>(ア) 当審査会において、本件報告書を見分したところ、審査請求人の金銭的な困窮をうかがわせる旨の主張がなされていた。</p> <p>(イ) しかしながら、その主張は、審査請求人の国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等に係る個人情報から得られる情報を根拠としているというわけではなかった。</p> <p>(ウ) したがって、栄区保険年金課が本件弁護士に提供した審査請求人の個人情報に基づいて、本件報告書が作成されていることを推認させる事情は認められない。</p> <p>オ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
2340	<p>《栄区戸籍課の分掌事務について》</p> <p>栄区戸籍課では、栄区における横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）第2条第1項総務部の項戸籍課の部に掲げる戸籍及び戸籍証明に関する事、住民基本台帳に関する事等の事務を分掌している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、平成29年12月から平成31年3月までの期間（以下「本件請求期間」という。）に、戸籍又は住民基本台帳に係る審査請求人の個人情報について、神奈川県弁護士会が栄区戸籍課に対して照会した照会書及び回答書を含む照会事項を記載した文書と解される。</p> <p>審査請求人は、本件不動産競売申立ての証拠書類として栄区戸籍課の保有する審査請求人の個人情報が裁判所に提出されていることから、本件請求期間に神奈川県弁護士会から栄区戸籍課への照会はあったはずであり、神奈川県弁護士会からの照会書やそれに対する栄区戸籍課の回答書が存在すると主張している。</p> <p>栄区戸籍課は、本件請求期間に神奈川県弁護士会から審査請求人の個人情報に係る照会を受けた事実がないことから、本件保有個人情報を作成し、又は取得していないとして、非開示としている。</p> <p>《本件保有個人情報の不存在について》</p> <p>ア 栄区戸籍課は、本件保有個人情報を保有していないと説明しているため、この点について栄区戸籍課に確認したところ次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 栄区戸籍課では、弁護士法第23条の2に基づく照会を含む外部機関からの保有個人情報の照会書について、回答をする場合、しない場合にかかわらず、すべて横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第2条第2項の文書管理システムに収受登録している。照会書に対して回答する場合は、文書管理システムにより回答文を起案し、決裁を受けている。照会書に対して回答しない場合については、把握している限りでは過去にそのような事例はないが、文書管理システムにより回答しない旨の決裁を受けることになる。</p> <p>(イ) 本件処分をするにあたって、栄区戸籍課では、本件請求期間における神奈川県弁護士会からの審査請求人に係る個人情報の照会書を収受していないこと、また回答文の起案を行っていないことを文書管理システムで確認した。</p> <p>(ウ) したがって、本件請求期間の神奈川県弁護士会からの審査請求人の個人情報に係る照会書及び当該照会書に対する回答書等は存在しない。</p> <p>イ 上記アの栄区戸籍課の本件保有個人情報の検索方法に特段不自然な点はなく、本件請求期間に神奈川県弁護士会から審査請求人の個人情報に係る照会がなかったことから、本件</p>

答申 番号	判断の要旨
2340	<p>保有個人情報には保有していないという栄区戸籍課の説明は、是認できる。</p> <p>ウ 審査請求人は、本件不動産競売申立てにおいて、栄区戸籍課の保有する審査請求人の個人情報に記載された文書が裁判所に提出されていると主張しているため、以下この主張について検討する。</p> <p>(ア) まず、不動産競売申立てに係る一般的な必要書類として、栄区戸籍課の保有する審査請求人に係る個人情報に記載された文書が裁判所に提出された可能性について検討する。</p> <p>(イ) 本件不動産競売申立ては一般の先取特権に基づくものとのことであるが、不動産競売に係る一般的な必要書類は、申立書、不動産登記事項証明書、公課証明書、債務者の住民票等である（民事執行規則（昭和54年最高裁判所規則第5号）第173条第1項、第23条及び第23条の2参照。）。</p> <p>(ウ) このうち、区の戸籍課が保有する個人情報に記載された文書は、住民票であるが、弁護士は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の3第2項に基づき、受任している事件に住民票の写しが必要である旨の申出をし、かつ、当該申出を市町村長が相当と認めた場合は、住民票の写しの交付を受けることができる。横浜市においては、各区役所若しくは行政サービスコーナーに日本弁護士連合会統一用紙である住民票の写し等職務上請求書を提出する又は横浜市郵送請求事務センターに同請求書を郵送することにより受任事件に係る住民票の写しを取得することができる。</p> <p>したがって、上記の方法によって取得できるにもかかわらず、本件弁護士が、弁護士法第23条の2に基づく照会によって、栄区戸籍課から審査請求人の住民票を取得したとは考え難い。</p> <p>(エ) また、不動産競売に係る一般的な必要書類とは別に、栄区戸籍課の保有する審査請求人に係る個人情報に記載された文書が裁判所に提出されたということも考えられるが、そのような事実は、審査請求人の提出書類からは確認できなかった。</p> <p>エ また、審査請求人は、本件弁護士が裁判所に提出した審査請求人に民法第335条第1項で規定する不動産以外の財産がないことの報告書（以下「本件報告書」という。）を審査請求書に添付し、本件報告書が、栄区戸籍課が本件弁護士に提供した審査請求人の個人情報に基づいて作成されているとも主張しているため、この点について検討する。</p> <p>(ア) 当審査会において、本件報告書を見分したところ、審査請求人の金銭的な困窮をうかがわせる旨の主張がなされていた。</p> <p>(イ) しかしながら、栄区戸籍課の所掌事務は上記《栄区戸籍課の分掌事務について》のとおりであり、栄区戸籍課の保有する審査請求人の個人情報を根拠に本件弁護士が上記のような主張をしたとは考え難い。</p> <p>(ウ) したがって、栄区戸籍課が本件弁護士に提供した審査請求人の個人情報に基づいて、本件報告書が作成されていることを推認させる事情は認められない。</p> <p>オ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/s_hinsakai/toshinR2.html

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例

（本人開示請求に対する決定等）

第25条 （第1項省略）

2 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により本

人開示請求を拒否するとき、及び本人開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小澤 将之	Tel 045-671-3881